

ベンチャー企業における創業家経営者による会計不正

—DHB Industries, Inc. のケース—

酒 井 絢 美

- I はじめに
- II ケースの概要
- III 日本における類似事例の検討
- IV 考察
- V おわりに

I はじめに

近年、日本において、ベンチャー企業による新規株式公開（Initial Public Offering：以下、IPO）後の不正や不適切な会計処理の発覚が相次ぎ、大きな議論的となっている。その多くが経営者（とりわけ、ベンチャー企業における創業家経営者）の関与するものであったことから、日本取引所グループ（Japan Exchange Group）は2015年3月31日、IPO時における経営者による不適切な取引等の事例の発生に対し、上場審査の強化等の対応策を提示した。

本稿は、米国および日本におけるベンチャー企業の創業家経営者による会計不正ならびに不適切会計のケースを取りあげ比較検討を行うことにより、監査人による「監査の失敗」¹に関して考察することを目的とした、記述的研究（日本会計研究学会・課題研究委員会 [2010]）である。「監査の失敗」には、「監査人が意図的に虚偽証明をした場合はもちろんのこと、財務諸表上の重要な虚偽表示に気づかず、結果として無限定適正意見を表明した場合も含」まれる（鳥羽 [2010] p.17）²。本稿で特に焦点を当てるのは、米国において2006年に発覚した、DHB Industries, Inc.（以下、DHB）による会計不正のケースである。そして、当該ケースの比較対象として日本における類似事例を取り上げ、合計3事例をFlyvbjerg [2001]における先端（Extreme/deviant）ケースと位置づ

-
- 1 本稿においては、有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書等に含まれる財務諸表等及び内部統制報告書等の監査証明等を行う公認会計士又は監査法人のことを監査人と呼ぶ。
 - 2 「監査の失敗」という概念については、堀古 [2013] や栗濱 [2016] においても概ね同様の定義が用いられている。ただし、栗濱 [2016] は、より広義の「監査の失敗」には、いまだ顕在化していない監査人の判断や行動に起因する潜在的失敗も含まれると論じている。詳細は栗濱 [2016] を参照せよ。
 - 3 先端ケースは、特別な事例から学習するために選ばれたケース（Case chosen to learn from unusual (but often important) events or situations）であり、異常値や逸脱事例（deviant case）に着目して学習することによって多くの価値が見出されるという主張の下で機能する（Flyvbjerg [2001]）。

け、分析を試みる。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず次節にて、米国におけるベンチャー企業の創業家経営者による会計不正の事例として、DHB のケースを詳述する。第Ⅲ節では、類似事例として日本におけるベンチャー企業の創業家経営者による会計不正および会計不祥事の事例を取り上げて比較検討を行い、続く第Ⅳ節にて3つのケースに関する考察を行う。最後に第Ⅴ節にて、結論と今後の展開および貢献と研究上の限界を提示する。

Ⅱ ケースの概要

本節においては、Knapp [2014] の“Case 1.10 DHB Industries, Inc.”に基づき、DHB の創業家経営者による会計不正の動機、手法と経緯および発覚後の帰結について詳述する。

1. DHB の設立と上場までの経緯

DHB の創立者は David Brooks であるが、創立以前の 1980 年代半ばに、David Brooks は兄弟の設立した Jeffery Brooks Securities という小さな証券会社に入社した。しかし、その数年後の 1992 年に 1 人の部下がインサイダー取引で起訴された際、SEC は、Brooks 兄弟が、部下が顧客から得られた重要な非公開情報を不適切に使用するのを防ぐための適切な統制手順を確立していなかったと主張し、405,000 ドルの罰金および禁止命令を申し立てた。その内容は、David Brooks が証券会社や投資会社に取締役、役員、あるいは従業員として従事することを 5 年間禁止するというものであった。

この SEC による処分の数ヶ月前、David Brooks はニューヨークに拠点を置く小さな会社を組織していた。それが、DHB Capital Group, Inc. (後に DHB Industries, Inc. に改名。DHB は David Brooks のイニシャル) である。DHB は、コングロマリット企業の統轄組織としての役割を果たすことを目的としており、小規模で儲かっている企業を見出して買収し、ビジネスモデルを入れ替えることにより、高収益な営業活動に変換するという、いわゆるベンチャーキャピタルであった。

そして 1994 年、より大きな資本市場を利用すべく、David Brooks はナスダック証券取引所に DHB を登録しようとした。当初ナスダックは、SEC から彼に対して課された制裁措置の適用により、「Brooks に対して行われた SEC の主張は極めて深刻な性質を有しており、彼はそれを最近命じられたばかりである。本市場における投資家と公共の利益を保護し、国民の信頼を維持するために、彼の会社をナスダックから除外する必要がある」として上場を拒否した。しかし David Brooks は諦めず、DHB の株式を上場させるための努力に励み、数年後に制裁措置の解除された際、DHB はその株式を米国証

券取引所に登録するという目標を達成したのであった。

2. 2000年代前半における DHB の急成長

David Brooks は 1990 年代に 5 つの小規模の買収を実施し、それにより DHB の主要事業は Point Blank Body Armor⁴ となった。Point Blank 社の買収は、外部環境という観点から極めて時機に投ずるものであった。買収後、次の 3 つの外部環境から、防弾チョッキの需要の急増が引き起こされた。第一に、2001 年 9 月 11 日のテロ攻撃に対応する法体制を通じて、米国全体においてそのための武器や防具への予算が増加した。第二に、2003 年初期、第二次湾岸戦争およびブッシュ大統領による「イラクの自由」作戦が、米陸軍と海軍による防弾チョッキの大量購入を促した。第三に、Point Blank の主な競合相手である Second Chance Body Armor が、多くの欠陥のあるプロテクト・ベストを製造したとされ法執行機関によって再三の訴訟を受けた後、2004 年に倒産に追い込まれた。

他方、David Brooks は、ロビー活動等を通じて競争入札による米軍の保護ベストの契約を得ることに成功し、米軍は 2001 年から 2005 年の間に DHB から 100 万近い保護ベストを購入することとなった。2004 年には、ボディ・アーマーに係る 5 億ドルの契約を締結するに至った。2000 年の DHB の総収入は 7,000 万ドルにすぎず、2,900 万ドルの利益剰余金の欠損により期末株主持分合計はマイナス 500 万ドルであったが、2004 年の DHB の年間の営業収益は 3 億 5,000 万ドル近くにのぼり、純利益は 3,000 万ドルを突破した。ただし、この時点で一部のアナリストは、脆弱な営業キャッシュ・フローについての懸念を指摘していた。たとえば 2004 年には、3,000 万ドルの利益を計上していたにもかかわらず、営業キャッシュ・フローがマイナス 1,000 万ドルであった⁵。

3. 不正に対する疑念の増大

DHB の突然の財務的成功は、同社の取締役会会長兼最高経営責任者（CEO）である David Brooks にかかなりの注目を集めさせた。数百、数千の米軍兵士のために救命ボディ・アーマー技術を開発したと Brooks は絶賛され、軍当局者もまた、負傷した退役軍人のための財政的支援を提供する慈善団体を設立したと Brooks を称賛した。

しかし一方で、2003 年には DHB の従業員グループが、Second Chance Body Armor の製品で明らかになったのと同様の欠陥を負っていると主張した。2004 年 11 月には、Brooks と彼の 2 トップの部下、Sandra Hatfield（DHB の最高執行責任者：COO）およ

4 フロリダ州の倒産会社であり、約 200 万ドルで買収された。主製品は米軍のすべての支部および法執行機関で用いられる弾丸耐性のベスト、防弾チョッキ等であった。

5 DHB の 2004 年 Form-10 K に含まれる具体的な財務諸表項目の金額については Knapp [2014] p.134 の図表 1 を参照せよ。

び Dawn Schlegel (DHB の最高財務責任者：CFO) が、彼らの DHB 株式の大半を売却する際に財務的超過利得を受け取っていたとして、報道機関から非難された。Brooks は DHB 株式の過半数の売却から 1 億 8,000 万ドル以上も受け取っており、それは DHB の 2004 年の純利益の 6 倍の金額であった。

株式売却が行われた後、DHB の株価は急落した。加えて、イラク軍事要員によって使われていた多くの Point Blank のベストについて、「重要な、生命を脅かす欠陥」の疑義が浮上した。この疑惑により、米軍による 20,000 以上の Point Blank のベストのリコールがもたらされ、そして 2005 年 4 月、DHB の監査法人が、使用されている棚卸資産の評価方法の「欠陥」を述べて辞任した。DHB の監査法人が内部統制に係る重要な問題をコメントした後で辞任するのは 2001 年以来これで 3 度目となり、投資家は大きな不信感を抱いたとされている。

4. 売上総利益率維持のための棚卸資産の過大計上

2006 年 7 月には、DHB の会計記録の信頼性に関する疑念が高まる中、同社の取締役会が David Brooks を解任し、記録の調査のため司法会計士のチームが結成された。その調査により、Brooks と彼の部下、Sandra Hatfield と Dawn Schlegel が共謀して大規模な会計不正を行い、DHB の報告した経営成績と財政状態を大幅にふくらませていたことが明らかとなった。大規模な不正が露見したことに加えて、司法調査は、David Brooks の在任中の企業文化について、「脆弱なコーポレートガバナンスと、Schlegel と Hatfield を通じた直接的な会計不正を促進し隠蔽するためのほとんど存在しない内部統制」、「Brooks の、DHB のビジネスのあらゆる局面に対する絶対的な支配権」と指摘した。

DHB は、保護ベストの製造に用いる多くの部品を、フロリダを拠点とする個人所有企業の Tactical Armor Products (TAP) から購入していたが、2003 年初頭、Brooks の妻が TAP の CEO であることが発覚した。しかし、その事実は修正 Form 10-K によって公表されることはなく、また、Brooks が 1992 年に連邦政府機関による罰則を受けたことがある旨の登録届出書も提出されることはなかった。この情報は、申し立てによると、DHB の株主、潜在投資家、および会社の幅広い関連当事者にとって重要な意義のある重大な事実であったとされている。

連邦検察当局によれば、Brooks の不正会計の目的は「DHB が一貫して 27% 以上の売上総利益率を報告し収益を増加させ続けることを確立し、プロフェッショナルの株式アナリストの期待に応えること」であった。不正の一局面は一連の偽の仕訳記入であり、2003 年から 2005 年にかけて、Dawn Schlegel は部下に対して、売上原価の一部を営業費用として再分類し、数百万ドルの記帳を行うよう指示した。これらの再分類の記

帳は収益の「ボトムライン」を改善するものではないが、各期間の DHB の売上総利益の大幅な上昇という目的を果たした。そして、2003 年から 2005 年に、DHB の期末棚卸資産は一貫して大きく増加した。その 3 年間を通じて、「Hatfield は棚卸資産の価格の割り当てを担当し、Schlegel は連結財務諸表に組み込む前にその値を確認し承認することを担当していた。」Brooks は「責務のすべての遂行において直接 Schlegel と Hatfield を監督し、当該（SEC への）提出書類に含まれる DHB の財務諸表とディスクロージャーのすべての見直しを求めた。」

2004 年度末近くにおいては、様々な「価格操作」を通じて、既に誇張している期末棚卸資産の価格をさらに数百万ドル増加させた。その分減少した売上原価は、DHB を売上総利益率 27% の閾値に到達させ、報告利益を押し上げた。しかし、当該期末棚卸資産の評価に関する監査人の疑念は高まっており、協議の結果、2004 年の Form-10 K は DHB の棚卸資産評価プロセスの重要な欠陥（material weakness）を示す形で修正された。

2004 年の修正後 Form-10 K における DHB の「財務報告に係る内部統制に関する経営報告書」においては、「仕掛品及び完成品の棚卸資産の構成要素である材料費および労務費を正確に捉えることを不十分ならしめる同社の棚卸資産評価システムにおいて、重大な不備が存在する」と記載されている。しかし報告書は、重要な欠陥が「同社の財務諸表には影響を与えず、棚卸資産や他の財務諸表項目の修正を一切必要としない」とする意見を述べている。

DHB の監査人は、修正 Form 10-K に内部統制報告書の更新版を含めることを主張した。この更新版の報告書は、DHB の内部統制報告書には記載のない追加の 2 つの内部統制の重要な欠陥を認めていた。⁶ 第一の項目は、監査人が主要な財務諸表の金額のレビューを完了させる前に当初 2004 年 Form 10-K を提出するという DHB の決定に関するものである。追加的な重要な欠陥の第二の項目は、DHB の監査委員会が、同社の財務報告プロセスの監督という重要な役割を、適切な理解を有していなかったということを示している。

これら 2 つの追加的な重要な欠陥の報告による影響を軽減させるため、Brooks は、監査人の更新版内部統制報告書に対する異議を修正版 2004 年 Form 10-K に書き入れるなど、監査人が確認した 2 つの追加的な重要な欠陥が、実際には本当の重要な欠陥ではないという態度を取り続けた。DHB の監査人は、この意見の不一致が SEC 提出書類において公表された直後に辞任した。

2015 年度第一四半期の DHB の当期純利益は 760 万ドルとなったが、同時期の純営

6 DHB の監査人の更新版内部統制報告書における具体的な 2 項目の記載については Knapp [2014] p.138 の図表 2 を参照せよ。

業キャッシュ・フローは500万ドルのマイナスであった。その四半期の同社の売上高総利益率は27.4%であり、その数値は2003年度および2004年度に同社が実現させた売上高総利益率とほぼ同じであった。HatfieldとSchlegelが、63,000の架空のベスト在庫を棚卸資産の会計記録に追加し四半期末の棚卸資産を膨らませたことによって、DHBは2005年第一四半期の売上高総利益率27%を突破した。

過去の期間では、個々の棚卸資産の品目に割り当てられたユニット単価を増額することによって棚卸資産の価値を増加させていたが、ここで行われた不正の手法は架空の項目を棚卸資産に追加するという手口であり、監査人に隠蔽することが困難であった。2005年末頃、Brooksは、DHBが中止したビジネスラインのために必要であった評価減の計上に、偽のベスト部品の700万ドルを含めるようSchlegelに伝えた。しかし数ヶ月後、2005年の監査の際に、陳腐化し700万ドル評価減を行ったベスト部品についての質問を監査人が行ったことを契機に、監査人は2005年の財務諸表に対する監査報告書による監査意見の表明をForm 10-KのSEC申告期限までに出すことができないとし、続いて捜査当局は、Brooksが秘密裏に他の監査事務所と連絡をとり監査人を異動させることで「好都合な監査意見を買う」（いわゆるオピニオン・ショッピング）ことを企てていたことを発見した。その後、2006年7月、DHBの創設者および最高幹部であったBrooksは同社の委員会によって解任された。そして翌月、DHBは2003年および2004年の監査済み財務諸表を差し戻し、2年の修正財務諸表を提出した。2004年の当期純利益は元々3,000万ドル計上されていたが、修正損益計算書では、950万ドルの当期純損失となった。

5. 会計不正の顛末

2006年8月18日、SECはHatfieldとSchlegelに対し、DHBの経営成績および財政状態の報告を大幅に水増しした不正会計に関与したとして民事訴状を提出し、同時に刑事上の詐欺罪で起訴した。Brooksに対しても、2007年10月25日に会計不正の主犯としてSECから民事訴訟が起こされ、1ダース以上の件数の刑事告発が提出された。

裁判は、2010年1月下旬に開始され、企業の不正、インサイダー取引、共謀、および司法妨害等の連邦起訴に科せられた。その裁判中の2010年4月、DHB Industries Inc.の後継であるPoint Blank Solutionsは、米国破産裁判所において更正法の適用を申請した。そして2013年8月、Brooksは禁固17年の判決を受けたのであった。

III 日本における類似事例の検討

日本において、財務諸表の虚偽の表示は、不正又は誤謬から生ずるとされている（監

査基準委員会報告書 240 第 2 項)。かかるコンテキストにおいて不正とは、「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為」（同報告書 240 第 10 項）をいい、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用の 2 つに区分されている。

DHB における会計不正では、当初は創業者 David Brooks が会社を私物化し、私的目のための資産の流用を行っていたが、後の主目的は「DHB が一貫して 27% 以上の売上総利益率を報告し収益を増加させ続けることを確立し、プロフェッショナルの株式アナリストの期待に応えること」であり（Knapp [2014] pp.136-137）、特に問題視されたのはナスダック上場後の不正な財務報告であった。このようなベンチャー企業による IPO 後の不正や不適切な会計処理の発覚は、近年、日本でも大きく取り上げられ議論の対象となっているところである。例えば、2013 年 10 月に東京証券取引所マザーズに上場した株式会社エナリス（以下、エナリス）については、2014 年 12 月に、発電機・太陽光発電施設に係る売上が過大計上であったと判明し、2013 年第 3 四半期から 2014 年第 2 四半期の財務諸表について虚偽が存在することが明らかになった。

エナリスの会計不正が明らかになった発端は、2014 年 10 月 23 日付の、「東京アウトローズ」というウェブサイトの記事であった。当該記事において、2013 年 12 月期の財務諸表にてエナリスの計上する売掛金 33 億円のうち約 10 億円の相手先企業であるテクノ・ラボ株式会社の本社所在地が“廃材置き場のような場所”であると指摘された（東京アウトローズ [2014]）。その後、エナリス側は記事に対する全面否定のコメントを同社ウェブサイトにて発表したものの、2014 年 11 月 9 日および 12 日に決算発表予定日を二度にわたり延期し、11 月 20 日には、テクノ・ラボ株式会社との取引以外にも不透明な会計処理がなされていた可能性があるとして第三者調査委員会の設置を発表した。

表 1 エナリスの過年度決算修正

| 主な修正項目 | 期間 | 当期純利益への影響額 (百万円) |
|--|--------|---------------------|
| エナリス神奈川太陽光発電所および「FALCON SYSTEM」に関する十分な実態の伴わない売上高および売上原価の計上 | 2013 年 | △ 162 |
| 建設仮勘定の会計処理誤り | | △ 32 |
| ディーゼル発電機の売却に関する十分な実態の伴わない売上高および売上原価の計上 | | △ 32 |
| 盗難されたディーゼル発電機 3 台に係る会計処理誤り（盗難の事実は 2014 年 4 月に確認） | | △ 92 |
| 太陽光発電システム機器に関する十分な実態の伴わない売上高および売上原価の計上 | 2014 年 | △ 168 |
| 広島第三太陽光発電所に関する十分な実態の伴わない売上高および売上原価の計上 | | △ 60 |

（出典：株式会社エナリス [2014 a], [2014 b] をもとに筆者作成。）

そして2014年12月12日には過去の訂正報告書を開示し、2013年第3四半期以降の財務諸表を訂正した。表1では、主な修正項目のうち当期純利益に係るものだけを抜粋して示しているが、この他にも、東京証券取引所マザーズ上場(2013年10月8日)および460万株の増資(2014年5月12日)の前後において、資産の貸借対照表項目の振替処理誤りや、日本エネルギー建設株式会社の買収に係る多額ののれんの全額減損処理⁷などが生じていた。

不正発覚後、2014年12月19日付で創業家経営者(代表取締役社長)と取締役会長は引責辞任し、社外取締役が新たに代表取締役に就任した。そして、2015年1月29日には東京証券取引所から「開示された情報の内容に虚偽があり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる」(有価証券上場規程第501条第1項第3号)ことを理由に特設注意市場銘柄に指定⁸されるとともに、有価証券上場規程第509条第1号第1項に基づき、上場契約違約金2,400万円を徴求された。また、当時の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは2015年2月23日付で退任となり、新たに京都監査法人が就任した。

DHBやエナリスと同様にベンチャー企業の創業家経営者による不祥事であるものの、会計不正にまで発展せず不適切な会計処理が是正されたケースも存在する。株式会社みんなのウェディング(以下、MW社)における創業家経営者の架空売上計上未遂がそれである。3社の事件の概要については、表2に取りまとめている。

MW社のケースにおいては、Brideal事業本部の2014年9月の売上に関して従業員親族のウェディング施行に係る1,200万円の売上が計上されていたが、その実在性について会計監査人からの指摘を受け調査を行った結果、創業家経営者である代表取締役および担当取締役からの指示による架空売上であることが発覚した。実際には従業員親族のウェディング施行は行われておらず、Brideal事業のプロモーション用の撮影を行ったものであり、当該売上に係る入金代表取締役の個人資金から拠出されていたのである(株式会社みんなのウェディング[2014a])。代表取締役および担当取締役の動機としては、「平成26年9月期の業績未達を少しでも穴埋めしようというもの」(株式会社みんなのウェディング[2014a] p.1)であった。

ここで特筆すべきは、当該不適切な会計処理が、監査人からの指摘により判明したものであり、「粉飾決算」や「不正売上計上」にまで至らず是正措置がとられたという点

7 日本エネルギー建設株式会社の買収に関しては、純資産が約6,000万円であるのに対し約20億円超での買収となっており、差額はのれんとして8年での均等償却が予定されていた。しかし、経営環境の悪化等を理由に、結果としてのれんの帳簿価額19億400万円の全額を減損損失として計上するに至った。

8 有価証券上場規程に基づき、エナリスは特設注意市場銘柄の指定から1年が経過する2016年1月29日付で内部管理体制確認書を提出した。今後は東京証券取引所の審査を受け、特設注意市場銘柄指定解除の可否が決定されることとなる(株式会社エナリス[2016])。

表2 3社の事件概要比較

| | 設立 | 上場 | 不正期間 | 実行者 | 主な不正項目 | 発覚の契機 | 監査人 |
|------|------|------|-------------------|------------|---|--------------------|---|
| DHB | 1992 | 2001 | 2003 2005 | 創業家 経営者 | 横領 インサイダー取引 関連当事者非開示 売上原価、棚卸資産 処理誤り | 従業員グループ による内部告発 | Grant Thornton (Big 6) →Weiser LLP (mid-size firm) (不正発覚前) |
| エナリス | 2004 | 2013 | 2013 2014 | 創業家 経営者 | 架空売上計上 固定資産、建設仮勘 定処理誤り | 外部告発（ウェ ブサイト記事） | 有限責任監査法人トーマツ →京都監査法人（発覚後） |
| MW 社 | 2008 | 2014 | 2014 | 創業家 経営者 | 架空売上計上未遂 | 監査法人の指摘 | 有限責任監査法人トーマツ →有限責任あずさ監査法人 (発覚後) |

注) MW 社については不正な財務報告がなされたわけではないが、ここでは項目の表記上のみ不正という言葉を用いている。

である⁹。すなわち、DHB やエナリスのケースとは異なり、いわゆる「監査の失敗」が起こっておらず、むしろ監査が奏功したケースであると解される。不適切な会計処理が明るみに出された発端は、監査人が問題点を発見したことであり、監査人から監査役会への調査依頼を通じて、監査役3名と社外取締役1名で校正される社内調査委員会が充足した。そして、当該委員会が関連証憑の確認、関係者への質問、取引の合理性及び整合性の検証を中心に調査を行った結果、実態を伴わない売上が確認されるに至ったのである。

IV 考 察

IPO に係る主体としては、財務諸表作成者である経営者と証券取引所のほかに、主幹事証券会社、監査人、株式事務代行機関の3主体が挙げられる（東京証券取引所 [2014]）。このうち株式事務代行機関は、株主名簿の管理など株式関係事務を行うためのサポート機関であることから、実質的に経営者の作成した財務諸表のチェックを行うのは①監査人、②主幹事証券会社、③証券取引所、の3主体である。

2015年3月31日、日本取引所グループは、IPO 時における経営者による不適切な取引等の事例の発生に対し、①新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応、②上場直後の業績予想の大幅な修正への対応、③上場時期の集中への対応、という3つの観点から、上場審査の強化を含む対応策を提示するとともに、当該対応の実効性の確保の

9 この点について MW 社からは「売上の一部に実態を伴わない売上が含まれていましたが、当該売上に係る会計処理の修正は、平成26年11月14日に開示した平成26年9月期決算に反映済みであり、「粉飾決算」や「不正売上計上」はなされておられません。」とのプレスリリースが公表されており、経営者関与による不適切会計という形で取り扱われている（株式会社みんなのウェディング [2014b] p.1）。

ため、日本証券業協会や日本公認会計士協会を通じて、証券会社や監査法人宛に協力を依頼した。具体的には、引受証券会社に対しては、適切な上場指導及び引受審査の実施、とりわけ経営者の法令遵守に対する意識や利益計画の策定根拠の妥当性などについての厳正な審査を要請しており、また、公認会計士及び監査法人に対しては、適切な監査の実施、不正リスクへの適切な対応、監査実務の点検や実効性の確保を要請している（日本取引所グループ [2015]）。とりわけ公認会計士および監査法人に対する要請のなかで、経営者による不適切な取引に関して強調されている（日本取引所グループ [2015]）ことから、IPO 時における経営者不正に対する監査人の役割が大きいことがみてとれる。

KPMG FAS [2014]¹⁰ の調査によると、経営者不正だけでなく全不正の発覚経路としては業務処理統制による発覚が最も多く、次に会計監査、内部・外部通報と続く。しかし、業務処理統制を含む内部統制は経営者によって構築されるものであるため、経営者には内部統制を無効化する可能性があり、経営者不正に対して業務処理統制は有効に機能しない側面を有する。KPMG FAS [2014] の調査対象不正のうち、経営者の主体的関与が確認されたのは約 26% であるが、経営者不正は東証一部に少なく、いわゆる新興市場に多いという結果となっており、新興市場上場企業のガバナンスの脆弱性や、経営者不正を抑止するための牽制機能の相対的な不足が指摘されている。当該経営者不正に関しては、業務処理統制や内部監査によって発覚した事案は少ない。経営者不正の発覚経路として最も多いのは内部・外部通報であり、次に会計監査による発覚が挙げられている。「経営者不正を行う経営者は、そもそも有効なガバナンスや内部統制を構築していないケースが多く、結果として企業内部から不正行為は発覚しな」いからである（KPMG FAS [2014] p.4）。この点、前節の MW 社のケースは、監査における不正リスク対応基準第二 18 において「監査実施の過程において経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めるとともに、当該不正が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。」と規定される監査役会と監査人との間の連携が果たされ、その結果として経営者不正が発覚した事例であるともいえよう。

IPO にあたって、監査人は、株式上場準備に係るアドバイザー業務も併せて実施することが多い。IPO 時に上場目標年度の 2 期前より監査済みの財務諸表が必要になるため、監査契約も直前々期の期首までに締結することが望まれるが、監査契約を締結するに際しその前提として監査の受入体制を整えておくためアドバイザー契約を締結することを、日本公認会計士協会も推奨している（日本公認会計士協会 [2012]）。当該アドバイザー業務は公認会計士法において同時提供を禁止されている非監査証明業務には

10 当該調査の対象範囲は全上場企業であり、新規上場企業に限定したものではない。

該当しないことから、アドバイザー契約にて監査人の指導を受けながら整備を進めた後で会計監査を受けるといったことが可能になる。その場合、アドバイザー業務において監査人は上場審査を通過するような助言を行うインセンティブを有することになるが、そのような中でも職業的懐疑心を保持し、監査の有効性を高めることが求められるのである。

V おわりに

本稿においては、DHB、エナリス、MW社という3件の米国および日本におけるベンチャー企業の創業家経営者による会計不正ならびに不適切会計に焦点を当て、いわゆる「監査の失敗」および監査の奏功したケースの記述的研究を行うことにより、現状に関する考察と論点の発見・提起（徳賀・大日方 [2013]）を行った。

本稿の貢献としては、以下の2点が挙げられる。第一に、IPO時における経営者不正に関する研究の蓄積への貢献である。日本において近年不祥事が散見され注目が集まっているにもかかわらず、IPO時における経営者不正、とりわけ創業家経営者による不正に関しては、いまだ先行研究の蓄積が不十分である。第二に、「監査の失敗」に関する研究の蓄積への貢献である。「監査の失敗」ともいうべき事例に関して個別に詳細を分析することによって、今後の「監査の失敗」の減少につながる研究の基盤を構築しうる可能性がある。

ただし、本稿にはいくつかの点で研究上の限界が存在する。第一に、本稿では前節までの現実認識に基づき論点の発見・提起を行ったのみであり、論点の深化・解決に向けた分析には至っていない。第二に、第一の研究上の限界とも関連するが、本稿で取り扱った3つの事例からのみでは、何が「監査の失敗」と監査の奏功という結果をもたらす要因になるのかを捕捉できていない。これらの点については今後の課題であり、解明にあたっては、ケース・スタディという研究手法だけでなく他の相互補完的な手法を用いた研究も不可欠であると考えられる。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金若手研究（B）（研究課題番号：15K17171）による研究成果の一部である。

参考文献

Flybjerg, B. [2001] *Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How it Can Succeed Again*, Cambridge University Press.

11 監査の失敗を防ぐためには、監査人は、監査判断を高め改善し、監査の有効性を一段と高めなければならないとされている。詳細は鳥羽 [2010] を参照せよ。

- Knapp, M. C. [2014] "Case 1.10 DHB Industries, Inc.," *Contemporary Auditing 10th Edition*, South-Western College Pub., pp.131-145.
- Knapp, M. C., and Knapp, C. A. [2012] "Of Hurricanes and Harness Racing: The Accounting Fraud at DHB Industries, Inc.," *Issues in Accounting Education*, Vol.28, No.1, pp.131-152.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [1996] In the Matter of the Application of DHB Capital Group, Inc. for Review of Action Taken by the National Association of Securities Dealers, Inc. Release No.34-37069. Available at: <http://www.sec.gov/litigation/opinions/34-37069.txt> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2005] DHB Industries Inc. Form 10-K/A (Amendment No.2) filed March 17, 2005. Available at: <http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/899166/000109230605000129/dhbform10ka.txt> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2007] Securities and Exchange Commission v. David H. Brooks, U.S. District Court, Southern District of Florida, Case No. 07-61526. Available at: <http://www.sec.gov/litigation/complaints/2007/comp20345.pdf> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2011] Securities and Exchange Commission v. Jerome Krantz, Cary Chasin, and Gary Nadelman, U.S. District Court, Southern District of Florida, Case No.0:11-cv-60432. Available at: <http://www.sec.gov/litigation/complaints/2011/comp21867-directors.pdf> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- Weister, J. [2012] "Auditor Size vs. Audit Quality: An Analysis of Auditor Switches", *Honors College Thesis, Working Paper*.
- 株式会社エナリス [2014 a] 「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」 <http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1201635> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 株式会社エナリス [2014 b] 「調査報告書」2014年12月12日, 株式会社エナリス第三者調査委員会。
- 株式会社エナリス [2016] 「内部管理体制確認書の提出に関するお知らせ」 <http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1321476> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 株式会社みんなのウェディング [2014 a] 「売上に関する社内調査結果に関するご報告」 <http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1197585> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 株式会社みんなのウェディング [2014 b] 「一部報道機関の誤報に関するお知らせ」 <http://www.mwed.co.jp/press/release/20141114220820> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 栗濱竜一郎 [2016] 「監査への信頼と監査の失敗 - 監査の失敗研究に向けて -」, 『愛知大学経営論集』第173号, pp.59-103
- KPMG FAS [2014] 「日本企業の不正に関する実態調査」, 『KPMG FAS Newsletter』, 2014年11月。週刊東洋経済「核心レポート04 活況ムードに冷や水 続出するお粗末IPO」2015年4月10日号, pp.20-21.
- 東京アウトローズ [2014] 「『アベノミクス』にのって新規上場した『エナリス』, 実態不明の会社に『巨額売掛金』, 疑惑次々と」 <http://outlaws.air-nifty.com/news/2014/10/post-6814.html> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 東京証券取引所 [2014] 「新規上場ガイドブック 2014 マザーズ編」 <http://www.jpx.co.jp/chinese/listing/ipo/ifgbc000000glz-att/b7gje6000001iig1.pdf> (最終閲覧日: 2016年3月7日)
- 徳賀芳弘・大日方隆 (編著) [2013] 『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社。
- 鳥羽至英 [2010] 「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『早稲田大学大学院商学研究科紀要』第71巻, pp.1-19。
- 日本会計研究学会・課題研究委員会 [2010] 『日本の財務会計研究の棚卸し (最終報告書)』, 日本会計研究学会。
- 日本経済新聞「エナリス, 一転, 今期21億円赤字, 太陽光で売上高訂正。」2014年12月13日付朝刊,

14 面。

日本経済新聞「エナリス社長、村上氏が就任、元グーグル日本法人社長。」2014年12月20日付朝刊、12面。

日本経済新聞「看過できぬ株式新規公開の規律の緩み（社説）」2015年4月9日付朝刊、2面。

日本産業新聞「みんなのウェディング、架空売り上げで社長が引責辞任。」2014年11月17日付、6面。

日本産業新聞「エナリス社長村上憲郎氏－不適切会計処理、対応は、資産圧縮まず財務改善（焦点インタビュー）」2015年4月13日付、2面。

日本公認会計士協会 [2012]「新規上場のための事前準備ガイドブック」http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/docs/120409_JICPA-IPOGuideBook_finish2.pdf（最終閲覧日：2016年3月7日）

日本取引所グループ [2015]「最近の新規公開を巡る問題と対応について」<http://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000u0hx-att/20150331.pdf>（最終閲覧日：2016年3月7日）

堀古秀徳 [2013]「我が国の監査実務の現状と研究上の課題：監査の失敗に関する調査を中心に」『関西学院商学研究』第67号、pp.19-41.